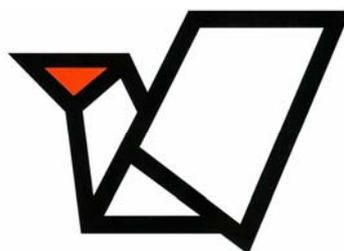


令和4年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会
議案書



令和4年9月2日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案書 目次

	ページ 番号
報告	
報告第1号 令和3年度債権放棄の報告について	1
報告第2号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部を改正する条例)	3
議案	
議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例について	7
認定	
認定第1号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について	13
認定第2号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について	15

【このページは空白です】

報告第1号

令和3年度債権放棄の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和3年条例第3号）第13条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

- 1 債権の名称
損害賠償金

- 2 放棄した債権の額
183,033円

- 3 放棄した債権の件数
2件

- 4 債権を放棄した理由
神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項第4号に該当

【このページは空白です】

報告第2号

専決処分の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第292条において準用する同法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月2日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月29日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の改正に伴い、所要の規定を整理することから、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部
を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【このページは空白です】

議案第 9 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 29 年 3 月 28 日条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、育児休業の分割取得等について、所要の改正をするとともに、非常勤職員の育児休業等の取得要件について在職期間を考慮しないこととし、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号中ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

同号ウを削る。

第2条の3第3号中、「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育

児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

同号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常

勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が変更され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次のように加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期」を「育児休業に係る子について、当該更新前の

任期」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を第7号とする。

第3条の次に次のように加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

【このページは空白です】

認定第1号

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度神奈川県後期高齢者
医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会
の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

【このページは空白です】

認定第2号

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明